



JAのディスクロージャー誌

J A 今治立花の現況

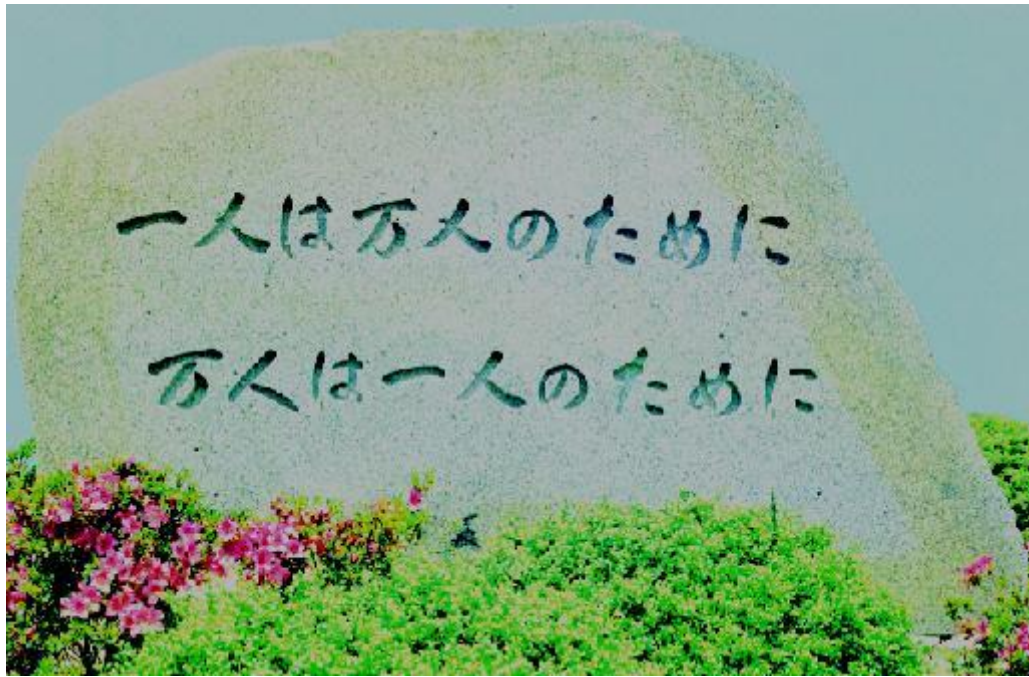
情報開示の充実に向けて

今治立花農業協同組合

2025

1. 目 次

あいさつ	
事業の全般的概況	3
当JAの沿革	6
業務の運営に関する事項	7
地域密着型金融への取り組み、リスク管理体制、法令遵守の体制、自己資本の状況、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針、金融商品の勧誘方針、システムセキュリティネット	
事業のご案内	13
決算の状況	
貸借対照表	14
損益計算書	16
注記表	18
剰余金処分計算書	39
財務諸表の正確性等にかかる確認	41
主要な業務の状況を示す指標	42
直近5事業年度の主要な経営指標	
主要な業務の状況	43
利益統括表、資金運用収支の内訳、受取・支払利息の増減額、利益率、貯貸率・貯証率 貯金に関する指標、貸出金等に関する指標、内国為替取扱実績、有価証券に関する指標、 共済取扱実績、農業・生活その他取扱実績	
自己資本の充実の状況	57
自己資本の構成に関する事項、自己資本度の充実に関する事項、信用リスクに関する事項、 信用リスク削減手法に関する事項、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項、証券化エクスポージャーに関する事項、CVAリスクに関する 事項、マーケット・リスクに関する事項、オペレーショナル・リスクに関する事項、出 資等又は株式等エクスポージャーに関する事項、金利リスクに関する事項	
組織に関する事項	77
組合員数、役員、店舗一覧、組合員組織の状況、特定信用事業代理業者の状況、地区一 覧、機構図、協同会社	



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A今治立花は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌2025」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 今治立花農業協同組合

J Aのプロフィール

◇設 立	昭和23年4月	◇組合員数	7,323人
◇本店所在地	今治市北鳥生町	◇役員数	20人
◇出 資 金	266百万円	◇職員数	32人
◇総 資 産	433億円	◇支所・センター数	3
◇単体自己資本比率	23.96%		

(令和7年3月現在)

あ い さ つ

我が国を取り巻く環境は、円安による物価の高騰やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー・資源価格の高騰など、経済全般に多大な影響を及ぼしています。また、アメリカの関税政策により、国内外における経済の先行き不透明感が強まっています。

農業分野においては、生産資材価格の高止まりが続く一方で、多くの品目において価格への転嫁は十分追いついていないのが現状です。さらに、気候変動や自然災害の影響による米不足が深刻となり、米価格の高騰で「令和の米騒動」とも呼ばれています。農業は食料自給率の向上を目指すなか、深刻になっている担い手不足や農地の減少に加え、頻発化する自然災害の発生、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、様々な課題に直面しています。このような状況のなか、国民に対して持続的に国産農畜産物を安定供給できるようにする必要があります。

J Aを取り巻く環境は、農家の減少や高齢化、後継者不足、経済事業の収益悪化など、一層厳しいものとなっております。そのような状況のなかでも、地域農業の発展と豊かな地域社会づくりに貢献することが、J Aとしての使命であります。そのためには、持続可能な経営基盤の確立・強化が重要となっており、当J Aにおいても組織基盤、経営基盤の強化に一層取り組んでまいります。

組合員、地域の皆さまにはJ Aの各事業に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

今治立花農業協同組合
代表理事組合長 越 智 恵 吾

J A今治立花経営方針

<基本理念>

- ・ J A事業の社会性・公共性を認識し、事業活動を通じて地域農業と地域社会の継続的発展に寄与いたします。

<経営理念>

- ・ 「磐石の経営体質」を目指し、各事業の財務の収益性、健全性の向上を目指します。
- ・ 多様化する組合員の要望に迅速、適確にお応えできる組織を目指します。

<行動理念>

- ・ 私たちは、一段と高度化する業務に対応するため、自己の研鑽に努めます。
- ・ 私たちは、法令遵守はもとより、より高い倫理観と誠実な態度で職務に邁進します。
- ・ 私たちは、「食の安心・安全」を守るため農産物の地産地消を推進します。

経営管理体制

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の全般的概況(令和6年度)

わが国の農業においては、農家の高齢化や後継者不足が進むなか、持続的な生産や維持管理活動が低下し、農業・農村の大切な様々な恵みが失われつつあります。

また、一方で食の安全や信頼を脅かす不祥事が多発し、安全・安心志向がますます高まりを見せました。

こうした中、当JAの財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んだ結果、自己資本比率は23.96%（前年対比1.72%増）となり、不良債権比率は3.06%（前年対比0.96%減）となっております。

また、ALM委員会の機能を強化しリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築を目指しコンプライアンス委員会の設置など、役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。また、組合長に直属した内部監査室による内部監査を実施してまいりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

令和6年度は、JAバンク中期経営計画の最終年度として「JAバンクとしての将来にわたる持続可能な経営基盤・ビジネスモデルの確立と健全性の確保を目指します。」を実現するため、基本戦略にかかげる「安定的収益還元機能の強化」にかかる施策を職員一丸となって取り組んだ。

<貯金>

信用事業推進は、2店舗体制による推進活動の中で、MAによるエリア推進を強化し、窓口職員による顧客に応じた提案型推進を目指して、信用事業に携わるすべての職員が危機感をもって事業推進に取り組んだ。その結果、IB・貯金残高等、目標を達成することができた。

<貸付>

地域の発展に必要な住宅資金や公共資金などの需要があり、目標を達成することができた。

② 共済事業

令和6年度の普及推進活動は、JA共済3カ年計画の最終年度として、組合員・利用者一人ひとりの一番身近なJA共済として「安心」と「満足」の提供を目指し、3Q訪問活動とはじまる活動を取り組んだが、推進総合ポイント1,000,000ポイントの目標に対して882,496ポイントとなり88.2%の達成率となった。

③ 購買事業

<生産資材>

農協の創造的自己改革実践における「農業所得の増大」「農業生産の拡大」を目指し、営農指導と相まって予約購買を中心に「生産トータルコストの低減」に取り組んだ。特に肥料については価格の高騰が続くなかで、環境負荷の低減品目を取り入れ、農薬については大型規格農薬等により価格の引下げに努めると共に、高齢化に伴う労働力不足を低減するため省力化資材の取り入れに努めた。また各部会と連携し、トレーサビリティやポジティブリスト制度の確立に向けた統一資材の統一仕様に取り組んだ。また、4年目となった「JA・県域農機事業一体運営」については、農機事業基盤の維持、組合員サービスの向上に努めた。

生産資材の供給高は、計画対比89.7%、昨年対比89.7%で90,620千円となった。

<生活資材>

令和6年度のJA今治立花店供給高は、381,301千円（計画対比66.9%、昨年対比69.1%）、客数は199,627人（昨年対比67.4%）であった。店舗改装のため、1月から2月まで休業をしていた影響もあり、昨年を大きく下回った。改装後は、ドラッグストアマックと共同で営業することとなり、3月以降の郷店の取扱いは、生鮮食品部門のみとなっている。

④ 販売事業

<米>

令和6年産米においては、分けつ期は日照時間が平年を下回ったことにより穂数はやや少なくなったが、8月上旬以降気温及び日照時間が平年を上回って推移し、愛媛県の作況は102「やや良」となった。主力の「ヒノヒカリ」は高温障害の影響で一等比率は1.2%と低くなり、全体でも14.2%、集荷量においては昨年対比82.1%の6,849袋の集荷実績になった。また飼料用米は、昨年対比97.0%の1,412袋分の実績となった。

令和6年産米価格は、主食用米の全国的な在庫の減少、需要の拡大により高騰し、令和6年度の取扱高は、昨年対比121.3%、58,023千円となった。

また学校給食米を特別栽培米として、4,233袋生産し付加価値の高い農産物として販売した。

<麦>

令和6年産麦は、播種期の降雨も少なく黄枯れの発症も少なかった為順調に生育した。しかしそれ以降、降雨による湿害やその後の高温により収量も少なく、集荷量は昨年対比で89.9%、143.7tとなり、1等比率も68.0%と例年より等級比率は悪かった。取扱高は、昨年対比87.9%の20,303千円となった。

<その他>

その他販売高は、大豆・畜産・学校給食で昨年対比39.9%の3,213千円となった。販売事業の受託販売品取扱高は、昨年対比103.3%の81,542千円となり、買取販売品取扱高は、昨年対比111.3%の12,955千円となった。

⑤ 指導事業

<営農指導>

農業従事者の高齢化・担い手不足のなか、農業経営の安定向上を図るため青壮年部並びに中核農家を中心に関係機関・団体と連携して、環境保全型農業を主体に、担い手の育成・支援・食農教育に取り組むと共に地元農畜産物の消費拡大・販売強化を行い地産地消を推進した。

米政策関係では、地区水田農業推進協議会を中心に、地域にあった米づくり（経営所得安定対策に対応）を検討し、米作付面積87.8ha（転作率29.7%）で組合員のご理解とご協力を得て、しかも公平に実施することが出来た。

消費者ニーズに対応するため、残留農薬検査の実施や生産履歴記帳を進め、食の安全・安心を提供する体制を強化した。良食味米である「ヒノヒカリ」を中心に「ひめの凜」も含めて特別栽培米を推進し売れる米づくりの普及に努めた。また、令和6年度も米の食味成分分析計で57点の米の食味検査を実施し、品質重視の営農指導を行った。

土づくり助成では、鶏糞等の有機肥料17.4tに助成した。農地の流動化では受委託事業、利用権設定事業の制度で34.1haを実施した。また、スクミリンゴガイによる水稻・レンコンの生育期の食害を軽減するため殺虫剤「スクミノン」の定額助成を行い、生産資材価格高騰対策としては米・麦・大豆・れんこんの栽培に使用した農薬の価格高騰分に対して助成を行った。

<農政活動>

令和6年度は、生産資材価格が高止まる一方、多くの品目において価格への転嫁は十分追いついておらず、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあるなど、生産現場にとって厳しい状況が続いている。一方、国際的には、政治・経済情勢の一層の不透明化、気候変動、世界的な人口増加等の複合的なリスクが顕在化するなか、食料安全保障の確保・強化が課題となっており、これらの諸問題に対応するため青壮年部の各部会を中心に地域農業の活性化に取り組んだ。

わが国農業は食料自給率の向上を目指すなか、深刻になっている担い手不足や農地の減少に加え、頻発化する自然災害の発生、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、様々な課題に直面するなか、国民に対して持続的に国産農畜産物を安定供給できるようにする必要がある。

農業構造や流通構造が急激に変化するなか、将来にわたって「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合」としての使命と役割を果たすため、我々は自らの事業改革・組織対応を行っていかねばならない。

⑥ 宅地等供給事業

組合員や利用者皆様からの情報を基に多くの不動産業者や土地購入希望者、賃貸希望者等と情報交換、提案活動、売買、賃貸の斡旋等を行った。

当 J A の沿革

(J A 今治立花のあゆみ)

昭 和	23年	4月	今治市立花農業協同組合設立
〃	24年	8月	購買店舗を本所に新築
〃	25年	2月	郷出張所開設
〃	28年	4月	郷出張所金融業務開始
〃	30年	4月	立花幼稚園設立
〃	39年	12月	くみあいマーケット鳥生店開店
〃	40年	2月	本所新築
〃	48年	3月	くみあいマーケット郷店開店
〃	49年	3月	郷出張所新築、支所に昇格
〃	49年	5月	立花幼稚園を学校法人に変更
〃	49年	12月	くみあいマーケット鳥生店移設新築
〃	51年	4月	立花出張所（金融店舗）開設
〃	52年	12月	立花出張所新築移転、支店に昇格
〃	57年	7月	名称を今治立花農業協同組合に変更
平 成	7年	3月	本所事務所・くみあいマーケット鳥生店新築
〃	8年	11月	くみあいマーケット郷店新築
〃	12年	3月	助け合い組織「ふれあい」発足
〃	16年	8月	本所事務所を拡張し宅建・燃料事務所を開設
令 和	2年	3月	郷本町支店、店舗統廃合に伴い閉店（郷支所へ統合）
令 和	7年	1月	くみあいマーケット郷店、改装による閉店
令 和	7年	2月	J A 今治立花店としてリニューアルオープン（旧郷店）

業務の運営に関する事項

地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受けて、JAグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、JAバンクえひめとしても、JA・信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮をめざし、担い手金融強化に積極的に取り組んでいます。

それぞれの役割分担としては、JAは、認定農業者（農家）や集落営農組織、JA出資法人等の担い手を主体に金融対応を行っています。

●農山漁村等地域の活性化のための融資を始めとする支援

○担い手金融リーダーの設置

愛媛農業の基盤となる担い手農家の育成確保を図るため、「愛媛農業復権実践運動」を展開するなか、部門横断的な担い手農家対応部署のメンバーとして、JA、信連、農林中金にそれぞれ担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家等の資金調達対策等に対応しています。

○JA担い手金融リーダーの育成支援（研修会等の参加）

JA担い手金融リーダーの対応能力向上のために、リーダー会議を定期的で開催するとともに、農業融資研修会等に参加しています。

○農業融資残高調査

農業融資の残高調査・分析を通して、担い手農家の資金ニーズに対応するため、資金メニューの充実や的確な資金の提案・提供に取り組んでいます。

○各種利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、JAバンクアグリサポート利子助成、災害資金利子助成等を実施しています。

○相談対応支援

JA担い手金融リーダーと担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど、農業資金の利用相談等に取り組んでいます。

リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を

厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めると

ともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守の体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0898-23-0246（月～金 9時～5時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、23.36%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	今治立花農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	266百万円（前年度260百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

個人情報保護方針

今治立花農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

今治立花農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めると共に、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2024年3月末現在で、4,785億円となっています。

< 事業のご案内 >

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、農協系金融機関として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員の皆様はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様から貯金をお預りしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用頂いております。

■ 貸出業務

組合員の皆様への貸出をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等の融資の申込みのお取り次ぎもしています。

■ 為替業務

全国のJA、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■ 国債窓口販売業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

■ サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

共済事業

JA共済は「ひと・いえ・くるまの総合保障」と「組合員等利用者の生涯保障」の実現に取り組むとともに一人ひとりの生活スタイルに応じた保障プランニングを行い利用者のニーズに応える総合生活保障の提供をしています。

■ 長期共済

生命総合共済では生命保障設計に基づく効果的な保障拡充、老後の年金、医療・介護・後遺障害保障等合理的かつ多様な保障提供ができます。終身共済・養老生命共済・年金共済・こども共済・がん共済・医療共済等があります。

建物更生共済は所有者、またはその親族が所有する建物・動産・営業用什器備品が火災等、または自然災害による損害を受けたときお支払する共済です。

■ 短期共済

自動車損害賠償保障法にもとづく自動車損害賠償責任共済や自動車共済、火災共済、傷害共済、個人賠償責任共済等を取扱い致しております。

< 決算の状況 >

■ 貸借対照表

■ 資産の部

(単位:千円)

科 目		令和5年度	令和6年度
信 用	現 金	173,361	233,777
	預 金	30,551,126	30,624,809
	系 統 預 金	30,542,438	30,619,361
	系 統 外 預 金	8,688	5,448
	有 価 証 券	1,912,210	2,450,930
	貸 出 金	7,728,316	8,017,632
	その他の信用事業資産	44,141	75,734
	未 収 利 息	21,842	28,141
	そ の 他 の 資 産	22,298	47,592
	貸 倒 引 当 金	△ 188,585	△ 152,794
信用事業資産合計	40,220,570	41,250,089	
共 済 事 業 資 産	128	79	
経 済	経 済 事 業 未 収 金	10,806	13,825
	棚 卸 資 産	38,283	20,170
	購 買 品	33,850	18,937
	販 売 品	—	—
	その他の棚卸資産	4,432	1,232
	特 別 会 計	—	—
	その他経済事業資産	5,012	4,935
貸 倒 引 当 金	△ 5	△ 401	
経済事業資産合計	54,096	38,529	
雑 資 産	41,130	37,282	
固 定 資 産	919,327	939,950	
有 形 固 定 資 産	919,327	939,873	
建 物	892,997	891,142	
機 械 装 置	53,907	55,047	
土 地	833,706	854,134	
その他の有形固定資産	156,369	112,341	
減価償却累計額(控除)	△ 1,017,653	△ 972,792	
無 形 固 定 資 産	0	76	
外 部 出 資 産	1,047,333	1,047,833	
系 統 出 資 産	1,019,990	1,019,990	
系 統 外 出 資 産	27,343	27,843	
繰 延 税 金 資 産	16,152	15,831	
資 産 合 計	42,298,740	43,329,595	

■ 負債及び純資産

(単位:千円)

科 目		令和5年度	令和6年度
信 用	貯 金	38,902,511	40,208,128
	未 払 費 用	4,723	25,258
	そ の 他 の 負 債	93,780	69,372
	信用事業負債合計	39,001,016	40,302,759
共 済	共 済 借 入 金	—	—
	共 済 資 金	84,991	52,903
	共 済 未 払 利 息	—	—
	未 経 過 共 済 付 加 収 入	36,548	35,336
	共 済 未 払 費 用	641	140
	共 済 事 業 負 債 合 計	122,180	88,379
経 済	経 済 事 業 未 払 金	43,239	29,316
	そ の 他 経 済 事 業 負 債	10,312	17,295
	経 済 事 業 負 債 合 計	53,552	46,611
雑 負 債	未 払 法 人 税 等	619	619
	そ の 他 の 負 債	39,296	44,659
	雑 負 債 合 計	39,916	45,278
諸 引 当 金	賞 与 引 当 金	8,796	8,749
	退 職 給 付 引 当 金	48,909	45,791
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,180	14,793
	諸 引 当 金 合 計	68,887	69,334
再評価に係る繰延税金負債		127,744	130,541
負 債 合 計		39,413,296	40,682,905
出 資 金	出 資 金	260,430	266,096
	利 益 剰 余 金	2,453,064	2,462,991
	利 益 準 備 金	441,584	451,584
	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,011,480	2,011,407
	経 営 安 定 化 積 立 金	1,098,416	1,098,416
	施 設 近 代 化 積 立 金	158,588	158,588
	金 融 事 業 強 化 積 立 金	478,500	478,500
	営 農 振 興 積 立 金	80,000	84,600
	高 齢 者 福 祉 事 業 積 立 金	—	—
	当 期 未 処 分 剰 余 金	195,976	191,303
	(うち当期剰余金)	45,884	14,477
	(うち当期損失金)	—	—
	処 分 未 済 持 分	△ 3,123	△ 1,105
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	175,072	△ 81,291
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 159,020	△ 410,728
	土 地 評 価 差 額 金	334,092	329,436
純 資 産 合 計		2,885,444	2,646,690
負 債 及 び 純 資 産 合 計		42,298,740	43,329,595

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目		令和5年度	令和6年度
※	事業収益	890,011	820,714
	事業費用	494,868	484,555
信用 用	信用直接収益	307,641	323,067
	信用直接費用	27,863	72,451
	信用事業総利益	279,778	250,616
共 済	共済直接収益	88,966	84,228
	共済直接費用	9,314	8,081
	共済事業総利益	79,651	76,146
購 買	購買直接収益	464,000	382,328
	購買直接費用	441,275	386,460
	購買事業総利益	22,725	—
	購買事業総損失	—	△ 4,132
販 売	販売直接収益	14,522	15,855
	販売直接費用	11,993	12,413
	販売事業総利益	2,528	3,441
保 管	保管直接利益	940	695
	保管直接費用	17	80
	保管事業総利益	922	615
加 工	加工直接収益	2,992	1,877
	加工直接費用	618	181
	加工事業総利益	2,374	1,695
利 用	利用直接収益	546	475
	利用直接費用	108	140
	利用事業総利益	438	334
宅 建 事 業	宅建事業収益	11,794	11,970
	宅建事業費用	1,157	848
	宅建事業総利益	10,636	11,122
そ の 他 事 業	その他事業収益	486	518
	その他事業費用	—	—
	その他事業総利益	486	518
指 導	指導事業収入	468	428
	指導事業費用	4,869	4,627
	指導事業収支差額	△ 4,401	△ 4,199
事業総利益合計		395,142	336,159

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
事業管理費	343,680	318,229
事業利益	51,461	17,929
事業損失	—	—
事業外収益	23,783	26,687
事業外費用	472	1,478
経常利益	74,771	43,139
経常損失	—	—
特別利益	—	570
特別損失	—	28,818
税引前当期利益	74,771	14,890
税引前当期損失	—	—
法人税・住民税	619	619
過年度法人税等追徴額	—	—
法人税等調整額	28,267	△ 205
当期剰余金	45,884	14,477
当期損失金	—	—
当期首繰越剰余金	150,091	175,494
積立金目的取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	1,331
経営安定化積立金取崩額	—	—
当期末未処分剰余金	195,976	191,303
当期末未処理損失金	—	—

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

■ 注記表

令和5年度 貸借対照表又は損益計算書の注記

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び売価還元法による低価法

(2) その他の棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ

る債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総合企画部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米及び麦を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

精米機利用、及び、組合員が生産した特別栽培米を販売する事業であり、当組合は今治市との契約に基づき、学校給食用に搗精米した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品等

の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農園・農機を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。そのため科目別金額の合計値はそれぞれの金額の合計欄の金額と一致していません。なお、金額千円未満の科目については「0」で表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しております。

二 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,152 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和6年3月に作成した対策後シミュレーションを基礎と

して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識・測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した対策後収支シミュレーションを基礎として算出しており、対策後シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 188,590 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,186千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 13,057千円 器具備品 128千円

2. 担保に供している資産

系統預金500,000千円を、愛媛県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に供しています。なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 65,004千円

4. 債権のうち、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は176,019千円、危険債権額は135,198千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は311,218千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を

下回る金額 179,973千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

四 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融共済部を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が244,518千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	30,551,126	30,538,043	△13,083
有価証券	1,912,210	1,912,210	-
その他有価証券	1,912,210	1,912,210	-
貸出金	7,728,316	-	-
貸倒引当金(*1)	△188,585	-	-
貸倒引当金控除後	7,539,731	7,488,757	△50,974
資産計	40,003,068	39,939,010	△64,058
貯金	38,902,511	38,887,691	△14,820
負債計	38,902,511	38,887,691	△14,820

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

（資産）

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,047,333

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	30,551,126	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	1,050,002	691,073	625,076	549,106	487,534	4,184,459
有価証券 ・ その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	2,100,000
合計	31,601,129	691,073	625,076	549,106	487,534	6,284,459

(*1) 貸出金のうち、当座貸越32,659千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等141,063千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	37,699,120	490,201	393,368	47,011	219,939	52,870

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

五 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	619,170	595,789	23,380
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,293,040	1,475,441	△182,401
合計		1,912,210	2,071,230	△159,020

六 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	44,774 千円
退職給付費用	14,556 千円
退職給付の支払額	△193 千円
特定退職共済制度への拠出金	<u>△ 10,227 千円</u>
期末における退職給付引当金	48,909 千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	220,682 千円
特定退職共済制度	<u>△171,772 千円</u>
未積立退職給付債務	48,909 千円
退職給付引当金	48,909 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,556 千円
----------------	-----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,275 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 25,285 千円となっております。

七 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	52,164 千円
	退職給付引当金	13,529 千円
	役員退職慰労引当金	3,093 千円
	減損損失（償却資産）	26,935 千円
	減損損失（土地）	32,682 千円
	未払決算賞与	8,549 千円
	繰越欠損金	37,304 千円
	その他有価証券評価差額金	43,985 千円
	<u>その他</u>	<u>1,973 千円</u>
	繰延税金資産小計	220,211 千円
	評価性引当額(控除)	△204,059 千円
	繰延税金資産合計（A）	16,152 千円
繰延税金負債	有価証券評価に係る繰延税金負債	—
	<u>繰延税金負債合計（B）</u>	<u>—</u>
	繰延税金資産の純額（A）+（B）	16,152 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.54%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.53%
住民税均等割等	0.83%
評価性引当額の増減	14.62%
<u>その他</u>	<u>△2.49%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.63%

令和6年度 貸借対照表又は損益計算書の注記

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 生産購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 生活購買品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) その他の棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総合企画部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米及び麦を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

精米機利用、及び、組合員が生産した特別栽培米を販売する事業であり、当組合は今治市との契約に基づき、学校給食用に搗精米した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農園・農機を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。そのため科目別金額の合計値はそれぞれの金額の合計欄の金額と一致していません。なお、金額千円未満の科目については「0」で表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しております。

二 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,831 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した対策後シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 22,449 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識・測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した対策後収支シミュレーションを基礎として算出しており、対策後シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 153,196 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,186千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 13,057千円 器具備品 128千円

2. 担保に供している資産

系統預金500,000千円を、愛媛県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に供しています。なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 69,363千円

4. 債権のうち、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は114,075千円、危険債権額は130,971千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は245,447千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を

下回る金額 180,003千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については本所、生活購買店舗と支店ごとに、又、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
J A今治立花店	一般資産	土地・建物・構築物・器具備品・無形固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

生活店舗であるJ A今治立花店の減損損失を認識するに至った経緯は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額

（単位：千円）

場 所	金 額	土地	建物	構築物	器具備品	無形固定資産
J A今治立花店	22,449	3,071	5,089	895	13,233	159

(4)回収可能価額の算定方法

J A今治立花店の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整することにより算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

④ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融共済部を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

⑤ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が500,776千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

⑥ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	30,624,809	30,566,449	△58,360
有価証券	2,450,930	2,450,930	-
その他有価証券	2,450,930	2,450,930	-
貸出金	8,017,632	-	-
貸倒引当金(*1)	△152,794	-	-
貸倒引当金控除後	7,864,838	7,587,074	△277,763
資産計	40,940,578	40,604,454	△336,123
貯金	40,208,128	40,114,071	△94,057
負債計	40,208,128	40,114,071	△94,057

(単位：千円)

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,047,833

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	30,624,809	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	824,277	752,490	762,085	615,988	536,882	4,445,515
有価証券 ・その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	2,900,000 2,900,000
合計	31,449,087	752,490	762,085	615,988	536,882	7,345,515

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 29,637 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 80,391 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	38,232,692	358,977	943,010	154,923	474,605	43,919

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,450,930	2,861,658	△410,728

2. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益
国債	210,112	10,523

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	48,909 千円
退職給付費用	14,578 千円
退職給付の支払額	△8,083 千円
特定退職共済制度への拠出金	<u>△9,612 千円</u>
期末における退職給付引当金	45,791 千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	200,391 千円
特定退職共済制度	<u>△154,599 千円</u>
未積立退職給付債務	45,791 千円
退職給付引当金	45,791 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,578 千円
----------------	-----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,092 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 20,786 千円となっております。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	繰越欠損金	43,766 千円
	貸倒引当金	42,374 千円
	退職給付引当金	12,665 千円
	役員退職慰労引当金	4,091 千円

減損損失（償却資産）	26,580 千円
減損損失（土地）	33,531 千円
未払決算賞与	8,672 千円
その他有価証券評価差額金	116,564 千円
その他	1,680 千円
繰延税金資産小計	289,927 千円
評価性引当額（控除）	△274,096 千円
繰延税金資産合計（A）	15,831 千円
繰延税金負債 有価証券評価に係る繰延税金負債	—
繰延税金負債合計（B）	—
繰延税金資産の純額（A）+（B）	15,831 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.42%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△17.94%
住民税均等割等	4.16%
評価性引当額の増減	△17.07%
その他	△3.46%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.77%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債は3,311千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。また、繰延税金資産に与える影響はありません。

十 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 末 未 処 分 剰 余 金	195,976	191,303
目的積立金取崩額	—	—
剰 余 金 処 分 額	20,482	11,106
利益準備金	10,000	3,000
営農振興積立金	4,600	1,500
事業分量配当金	708	1,391
出 資 配 当 金	5,173	5,214
次 期 繰 越 剰 余 金	175,494	180,197

(注1) 出資配当は年2.0% (令和5年度)、年2.0% (令和6年度) の割合である。

(注2) 事業分量による配当の基準は、米 (飼料用米、特定米穀を除く) 出荷1袋に対し100円 (令和6年度)。

肥料・農機は年間供給高に対し1.0%、飼料は年間供給高に対し0.5%、農薬は年間供給高に対し1.8%の割合 (令和5年度、令和6年度) である。

(注3) 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額2,500千円 (令和5年度)、1,000千円 (令和6年度) が含まれています。

目的積立金

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	令和6年度末残高
経営安定化対策積立金	会計制度変更等の影響に伴う多額の費用処理や減損損失、固定資産の撤去・除去並びに修繕等による支出、また組合の財務に大きな影響を及ぼす損失に備えるため積立てる。	2,000,000	積立目的に明記する事由が発生した場合、理事会の決議によって必要と認められた範囲内で取崩す。	1,098,416
施設近代化積立金	施設の取得、更新、修繕に必要な資金を積み立て、経営の安定を図る。	300,000	施設の取得、更新、修繕で多額の支出を要したとき相当額を取崩す。	158,588
金融事業強化積立金	金融の自由化等に対応し、金融事業の基盤強化と安定した事業の発展を図る。	700,000	不良債権処理など金融事業で多額の費用を支出したときに相当額を取崩す。	478,500
営農振興積立金	地域営農振興に向けたJAの営農指導を強化する事を目的に営農指導事業の新たな財源対策として積立てる。	100,000	農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合、総会の議決を得て取崩す。	84,600
合 計		3,100,000		1,820,104

○部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理
事業収益 ①	960,220	323,067	84,228	117,898	434,597	428	
事業費用 ②	624,061	72,451	8,081	105,253	433,891	4,382	
事業総利益 ③ (①-②)	336,159	250,616	76,146	12,644	705	△3,954	
事業管理費 ④ (うち人件費 ⑤) (うち減価償却費⑤')	318,229 (246,364) (9,841)	143,642 (111,161) (3,349)	67,198 (52,887) (1,338)	29,417 (22,307) (1,362)	64,187 (49,043) (3,550)	13,782 (10,965) (241)	
※うち共通管理費⑥ (うち人件費 ⑦) (うち減価償却費⑦')		70,983 (41,796) (2,496)	33,368 (19,647) (1,173)	14,195 (8,358) (499)	30,680 (18,065) (1,079)	6,851 (4,034) (241)	△156,080 (△91,901) (△5,490)
事業利益 ⑧ (②-④)	17,929	106,974	8,947	△16,772	△63,481	△17,737	
事業外収益 ⑨	26,687	13,042	5,350	2,276	4,919	1,098	
※うち共通分 ⑩		11,382	5,350	2,276	4,919	1,098	△25,027
事業外費用 ⑪	1,478	672	316	134	290	64	
※うち共通分 ⑫		672	316	134	290	64	△1,478
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	43,139	119,344	13,981	△14,631	△58,852	△16,703	
特別利益 ⑭	570	-	-	570	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	28,818	2,896	1,361	579	23,701	279	
※うち共通分 ⑰		2,896	1,361	579	1,251	279	△6,369
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	14,890	116,448	12,620	△14,640	△82,554	△16,983	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		2,546	637	12,222	1,577	△16,983	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	14,890	113,901	11,982	△26,862	△84,131		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：減価償却費を除いた事業管理費割

(2) 営農指導事業：50%を農業関連事業へ配賦、50%を事業総利益割により各部門へ配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業
共通管理費等	100.00	45.48	21.38	9.09	19.66	4.39
営農指導事業	100.00	14.99	3.75	71.97	9.29	

■財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月9日

今治立花農業協同組合

代表理事組合長 越 智 恵 吾

■会計監査人の監査

令和5年度及び6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な業務の状況を示す指標

■ 直近 5 事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,195,410	1,114,718	1,137,839	1,103,441	960,220
信用事業経常収益	311,034	304,198	311,566	307,641	323,067
共済事業経常収益	100,937	90,170	88,224	88,966	84,228
農業関連事業収益	111,525	121,605	141,014	128,040	117,898
その他の経常収益	671,444	598,744	597,033	578,792	435,025
経常利益	60,162	62,699	102,514	74,771	43,139
経常損失	—	—	—	—	—
当期剰余金(注)	54,597	73,103	74,829	45,884	14,477
当期損失金	—	—	—	—	—
出資金	240,830	269,078	267,164	260,430	266,096
出資口数	240,830	269,078	267,164	260,430	266,096
純資産額	2,894,995	2,960,061	2,953,494	2,885,444	2,646,690
総資産額	43,037,146	42,602,862	42,675,313	42,298,740	43,329,595
貯金等残高	39,612,421	39,134,663	39,191,752	38,902,511	40,208,128
貸出金等残高	8,828,918	8,137,333	7,748,190	7,728,316	8,017,632
有価証券残高	761,470	1,309,870	1,528,160	1,912,210	2,450,930
剰余金配当金額					
出資配当の額	4,647	5,037	5,272	5,173	5,214
事業利用分量配当の額	—	—	—	708	1,391
職員数	36	37	41	37	32
単体自己資本比率	18.81	19.84	20.40	22.24	23.96

注1: 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2: 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

< 主要な業務の状況 >

■ 利益統括表

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増	減
資金運用収支	270	259	△	11
役務取引等収支	10	9	△	1
その他信用事業収支	△ 1	△ 18	△	16
信用事業粗利益	281	279	△	2
信用事業粗利益率	0.69	0.67		
事業粗利益	478	439	△	39
事業粗利益率	1.13	1.01		
事業純益	135	120	△	15
実質事業純益	135	120	△	15
コア事業純益	135	110	△	25
コア事業純益 (投資信託解約損益 を除く。)	135	110	△	25

■ 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	40,696	244	0.59	41,576	262	0.63
うち預金	31,417	161	0.51	31,054	164	0.52
うち有価証券	1,769	17	0.96	2,446	28	1.15
うち貸出金	7,510	66	0.87	8,076	69	0.86
資金調達勘定	39,407	9	0.024	40,324	37	0.09
うち貯金・定積	39,407	9	0.024	40,324	37	0.09
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや			0.37			0.36

注1 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

注2 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量

配当金、奨励金が含まれています。

■ 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	令和5年度 増減額	令和6年度 増減額
受取利息	2	17
うち貸出金	△ 1	3
有価証券	3	11
預金	0	3
支払利息	△ 0	28
うち貯金	△ 0	28
譲渡性貯金	—	—
借入金	—	—
差引	1	△ 10

注:増減額は前年度対比です。

< 貯金に関する指標 >

■ 種類別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	9,586	24.3	9,931	24.6	345
定 期 性 貯 金	29,808	75.6	30,388	75.3	579
そ の 他 の 貯 金	12	0.0	5	0.0	△ 7
計	39,407	100.0	40,324	100.0	917
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	39,407	100.0	40,324	100.0	917

注1 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2 定期性貯金=定期貯金+定期積金

■ 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定 期 貯 金	28,472	100.0	29,673	100.0	1,201
うち 固定自由金利定期	28,472	99.9	29,673	99.9	1,201
うち 変動自由金利定期	0	0.0	0	0.0	0

注1 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

< 貸出金等に関する指標 >

■ 種類別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手 形 貸 付 金	—	—	—	—	—
証 書 貸 付 金	7,477	99.5	8,046	99.6	568
当 座 貸 越	32	0.4	30	0.3	△ 2
合 計	7,510	100.0	8,076	100.0	566

■貸出金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比		
固定金利貸出	6,619	85.6	7,118	88.7		499
変動金利貸出	956	12.3	808	10.0	△	147
その他の	152	1.9	90	1.1	△	62
合 計	7,728	100.0	8,017	100.0		289

■貸出金担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減	
当組合貯金積金担保	103	85	△	17
有価証券担保	—	—		—
不動産担保	—	—		—
その他の担保	—	—		—
担 保 計	103	85	△	17
農業信用基金協会保証	3,129	3,191		62
その他の保証	154	149	△	5
小 計	3,283	3,340		56
信 用	4,341	4,591		250
合 計	7,728	8,017		289

■用途別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比		
設備資金	6,843	88.4	7,216	90.0		373
運転資金	882	11.3	799	9.9	△	83
合 計	7,728	100.0	8,017	100.0		289

■業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比		
農 業	507	6.5	409	5.1	△	98
製 造 業	850	11.0	875	10.9		24
鉱 業	6	0.0	6	0.0		0
建設・不動産業	358	4.6	376	4.6		18
電気・ガス・水道業	96	1.2	93	1.1	△	2
運輸・通信業	359	4.6	369	4.6		9
金融・保険業	249	3.2	230	2.8	△	19
卸売・小売・サービス・飲食業	1,379	17.7	1,348	16.7	△	31
地方公共団体	2,054	26.5	2,578	32.1		524
その他の	1,863	24.1	1,727	21.5	△	136
合 計	7,728	100.0	8,017	100.0		289

■ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業			
穀作	2	2	0
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	47	51	4
農業関連団体等	—	—	—
合計	50	53	3

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	50	53	3
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合計	50	53	3

(注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

■ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	176	67	1	108	176
	6年度	114	37	0	75	114
危険債権	5年度	135	52	1	82	135
	6年度	130	51	—	79	130
要管理債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小計	5年度	311	119	2	190	311
	6年度	245	89	0	155	245
正常債権	5年度	7,432				
	6年度	7,788				
合計	5年度	7,743				
	6年度	8,033				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	5	3	—	5	3	3	0	—	3	0
個別貸倒 引当金	260	185	18	241	185	185	153	—	185	153
合 計	265	188	18	247	188	188	153	—	188	153

■ 貸出金償却の額

該当なし

< 内国為替取扱実績 >

(単位:件、千円)

		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	5,307	29,652	5,033	30,260
	金額	6,063,652	8,296,460	7,939,349	11,027,631
代金取立為替	件数	3	—	2	—
	金額	13,930	—	6,000	—
雑 為 替	件数	53	258	58	233
	金額	4,655	35,452	11,567	38,995
合 計	件数	5,396	30,068	5,127	30,640
	金額	6,082,238	8,331,913	7,956,918	11,066,627

< 有価証券に関する指標 >

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	1,769,337	2,446,992	677,655
地 方 債	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	1,769,337	2,446,992	677,655

注1 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

注2 記載している有価証券平均残高の額は、取得価額または償却原価によるものです。

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当なし

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めないも の	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	—	2,100,000	—	2,100,000
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	—	2,900,000	—	2,900,000
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

■ 有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

該当なし

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	債券	619,170	595,789	23,380	—	—	—
	国債	619,170	595,789	23,380	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	619,170	595,789	23,380	—	—	—
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないも の	債券	1,293,040	1,475,441	△182,401	2,450,930	2,861,658	△410,728
	国債	1,293,040	1,475,441	△182,401	2,450,930	2,861,658	△410,728
	地方債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	1,293,040	1,475,441	△182,401	2,450,930	2,861,658	△410,728
合計	1,912,210	2,071,230	△159,020	2,450,930	2,861,658	△410,728	

■ 金 銭 の 信 託

該当なし

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当なし

< 共済取扱実績 >

■ 長期共済保有高

(単位:件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	2,367	15,899,589	2,330	14,732,929
	定 期 生 命 共 済	74	921,000	85	1,036,750
	養 老 生 命 共 済	1,010	3,773,495	948	3,356,645
	うちこども共済	862	2,544,600	831	2,348,900
	医 療 共 済	1,408	543,550	1,393	479,350
	が ん 共 済	511	46,500	511	43,500
	定 期 医 療 共 済	79	162,800	72	143,300
	介 護 共 済	149	204,605	154	217,400
	認 知 症 共 済	14		15	
	生 活 障 害 共 済	14		16	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	111		117	
	年 金 共 済	1,062	—	1,056	—
建物更生共済		2,399	26,857,770	2,301	26,252,020
合 計		9,198	48,409,310	8,998	46,261,896

注1 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2 こども共済は、養老生命共済の内書き表示しております。

注3 合計の金額には年金共済の年金金額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含みます。

注4 JA共済は、JA・全国共済連がそれぞれ機能分担をしており、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしております。

■ 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	1,408	5,036 86,090	1,393	4,650 95,517
が ん 共 済	511	2,775	511	2,775
定 期 医 療 共 済	79	401	72	366
合 計	1,998	8,212 86,090	1,976	7,791 95,517

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

■ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	149	335,071	154	352,646
認 知 症 共 済	14	29,000	15	29,500
生活障害共済(一時金型)	9	53,500	11	61,500
生活障害共済(定期年金型)	5	5,600	5	5,600
特 定 重 度 疾 病 共 済	111	182,500	117	187,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

■ 年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	859	467,275	812	425,076
年 金 開 始 後	203	84,725	244	123,933
合 計	1,062	552,001	1,056	549,010

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保障年金額)を記載しています。

■ 短期共済新契約高

(単位:件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	611	6,520,680	5,307	585	6,160,880	5,154
自 動 車 共 済	1,055		46,205	1,083		49,212
傷 害 共 済	650	194,800	97	556	1,667,000	73
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	85		152	78		141
自 賠 責 共 済	334		5,608	317		5,413
合 計	2,735		57,371	2,619		59,996

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

< 購買・生活その他事業取扱実績 >

■ 購買事業取扱実績

① 受託購買品取扱実績

該当する項目なし

② 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度	
		供給高	供給高	
生 産 資 材	肥 料	19,368	17,787	
	農 薬	8,650	8,656	
	飼 料	26,953	27,515	
	農業機械	24,934	23,691	
	自動車 (除く二輪)	13,977	6,033	
	その他	7,168	6,937	
	計	101,052	90,620	
生 活 物 資	食 品	生鮮食品	311,233	238,087
		一般食品	226,496	157,989
	日用保健雑貨	15,692	10,665	
	計	553,422	406,742	
合 計		654,475	497,363	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

■ 販売事業取扱実績

①受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	47,797	58,023
麦	23,072	20,303
豆・雑穀	181	169
畜産物	5,026	743
その他	2,829	2,301
合 計	78,908	81,542

(注)当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	11,635	12,955
合 計	11,635	12,955

(注)当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

■ 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	940	695
費 用	17	80
差 引	922	615

■ 指導事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 入	468	428
支 出	4,869	4,627
差 引	△4,401	△4,199

■ その他事業取扱実績

①加工事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収益	2,992	1,877
費用	618	181
差引	2,374	1,695

②利用事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収益	546	475
費用	108	140
差引	438	334

③宅地等供給事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収益	11,794	11,970
費用	1,157	848
差引	10,636	11,122

④その他事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収益	486	518
費用	—	—
差引	486	518

■ 利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度	増	減
総資産経常利益率	0.17	0.09	△	0.08
資本経常利益率	2.59	1.62	△	0.97
総資産当期純利益率	0.10	0.03	△	0.07
資本当期純利益率	1.59	0.54	△	1.05

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		令和5年度	令和6年度	増	減
貯貸率	期末	19.8	19.9		0.1
	期中平残	19.0	20.0		1.0
貯証率	期末	4.9	6.0		1.1
	期中平残	4.4	6.0		1.6

< 自己資本の充実の状況 >

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	2,704,489	2,721,376
うち、出資金及び資本準備金の額	260,430	266,096
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,453,064	2,462,991
うち、外部流出予定額 (△)	5,882	6,606
うち、上記以外に該当するものの額	△3,123	△1,105
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,409	77
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,409	77
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,707,899	2,721,453
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	76
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	76
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	76
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,707,899	2,721,376

項 目	2023 年度	2024 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,387,032	10,837,995
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	785,629	519,354
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	12,172,661	11,357,349
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	22.24%	23.96%

(注)

1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

	2023年度			年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	173,361	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,075,071	—	—			
我が国の地方公共団体向け	2,055,674	—	—			
地方公共団体金融機関向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,551,508	6,110,301	244,412			
法人等向け	66,202	66,202	2,648			
中小企業等向け及び個人向け	34,773	16,175	647			
抵当権付住宅ローン	643,859	219,275	8,771			
不動産取得等事業向け	931,088	912,264	36,490			
三月以上延滞等	3,888	1,944	77			
取立未済手形	20,732	4,146	165			
信用保証協会等保証付	3,131,326	311,801	12,472			
共済約款貸付	—	—	—			
出資等	52,273	52,273	2,090			
(うち出資等のエクスポージャー)	52,273	52,273	2,090			
上記以外	2,259,572	3,692,646	147,705			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段普通出資等に係るエクスポージャー)	995,060	2,487,650	99,506			
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,264,511	1,204,996	48,199			
証券化	—	—	—			
再証券化	—	—	—			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—			
(うちレックスルー方式)	—	—	—			
(うちマンドート方式)	—	—	—			
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—			
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—			
(うちフォールバック方式)	—	—	—			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入不算入されるものの額		—	—			
固定資産・その他	—	—	—			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—			
CVAリスク相対額÷8%	—	—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
信用リスク・アセットの額の合計額	41,455,961	11,387,032	455,481			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	785,629	31,425				
所要自己資本積計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 A	所要自己資本額 b=a×4%		
	12,172,661	486,906				

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:千円)

		2024年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	233,777	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,867,364	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,578,744	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	30,633,612	6,126,722	245,068
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	506,687	459,350	18,374
	（うちトランザクター向け）	440	198	7
	不動産関連向け	1,389,908	725,490	29,019
	（うち自己居住用不動産等向け）	433,818	151,836	6,073
	（うち賃貸用不動産向け）	956,090	573,654	22,946
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—

	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	83,888	62,075	2,483
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,762	2,762	110
取立未済手形	13,327	2,665	106
信用保証協会等による保証付	3,174,305	317,430	12,697
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	52,773	52,773	2,110
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	1,596,134	3,088,724	123,548
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	995,060	2,487,650	99,506
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	601,151	601,074	24,042
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	43,018,622	10,837,995	433,519
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式〉	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 a	—	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	519,354	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	11,357,349	所要自己資本額 b=a×4%
			454,293

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	519,354
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	20,774
BI	346,236
BIC	41,548

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャーの（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度					令和6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内	42,184	7,736	2,075	—	20	43,418	8,020	2,867	—	239
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	42,184	7,736	2,075	—	20	43,418	8,020	2,867	—	239
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,446	1,446	—	—	—	1,248	1,248	—	183
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	31,567	—	—	—	—	31,641	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	4,130	2,055	2,075	—	—	5,446	2,578	2,867	—
	上記以外	266	213	—	—	—	241	188	—	—
個人	4,019	4,019	—	—	20	4,005	4,004	—	—	56
その他	753	—	—	—	—	835	—	—	—	0
業種別残高計	42,184	7,736	2,075	—	20	43,418	8,020	2,867	—	239
残存期間別残高計	42,184	7,736	2,075	—	—	43,418	8,020	2,867	—	—
1年以下	30,767	216	—	—	—	30,709	74	—	—	—
1年超3年以下	430	430	—	—	—	253	253	—	—	—
3年超5年以下	337	337	—	—	—	564	564	—	—	—
5年超7年以下	940	940	—	—	—	552	552	—	—	—
7年超10年以下	652	652	—	—	—	1,928	1,828	100	—	—
10年超	7,035	4,960	2,075	—	—	7,373	4,606	2,767	—	—
期限の定めのないもの	2,019	198	—	—	—	2,036	139	—	—	—

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。なお、前年度は「三月以上延滞エクスポージャー」に外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	5,115	3,409	—	5,115	3,409	3,409	77	—	3,409	77
個別貸倒引当金	260,469	185,181	18,540	241,928	185,181	185,181	153,118	—	185,181	153,118

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国内	260,469	185,181	18,540	241,928	185,181	—	185,181	153,118	—	185,181	153,118	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	260,469	185,181	18,540	241,928	185,181	—	185,181	153,118	—	185,181	153,118	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	232,485	160,753	18,540	213,945	160,753	—	160,753	123,369	—	160,753	123,369
	電気・ガス ・熱供給・水道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	401	—	—	401	—
個人	27,984	24,427	—	27,984	24,427	—	24,427	29,347	—	24,427	29,347	—
業種別計	260,469	185,181	18,540	241,928	185,181	—	185,181	153,118	—	185,181	153,118	—

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[2024 年度]

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値(%)
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	233,777	—	233,777	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,867,364	—	2,867,364	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,578,744	—	2,578,744	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	30,633,612	—	30,633,612	—	6,126,722	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	573,275	9,004	505,787	900	459,350	91
（うちトランザクター向け）	45	—	4,400	—	440	198	45
不動産関連向け	20~150	1,435,863	—	1,389,908	—	725,490	52
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	456,915	—	433,818	—	151,836	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	978,948	—	956,090	—	573,654	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	84,070	461	83,888	6	62,075	74
自己居住用不動産等向けエクスプोजチャーに係る延滞	100	2,762	—	2,762	—	2,762	100
取立未済手形	20	13,327	—	13,327	—	2,665	20
信用保証協会等による保証付	0~10	3,192,964	—	3,174,305	—	317,430	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	52,773	—	52,773	—	52,773	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上記以外	100～ 1250	1,596,134	—	1,596,134	—	3,088,724	194
(うち重要な出資のエク スポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当 するもの以外のものに係る エクスポージャー)	250～ 400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係る エクスポージャー)	250	995,060	—	995,060	—	2,487,650	250
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエク スポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を 保有していない他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係 るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエク スポージャー)	100	601,074	—	601,074	—	601,074	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券 化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかった ものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	10,837,995	—

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024年度]

(単位:千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										合計	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,867,364	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,867,364
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,578,744	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,578,744
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	30,633,612	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,633,612
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等	-	-	-	52,773	-	-	-	-	-	-	-	52,773
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	440	440	11,124	199,734	67	-	-	-	-	-	-	506,688
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	433,818	-	-	-	-	-	-	-	-	433,818
不動産関連向け うち貸貸用不動産向け	-	-	-	956,007	-	-	-	-	-	-	-	956,007
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け うちA D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	59,337	8,807	15,717	33	-	-	-	-	-	-	-	83,895
現金	233,777	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	233,777
取立未済手形	-	-	13,327	-	-	-	-	-	-	-	-	13,327
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	-	3,174,020	-	-	-	-	-	-	-	285	-	3,174,305
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和5年度			年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	4,304,107	4,304,107			
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—			
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—			
	リスク・ウエイト 10%	—	3,131,326	3,131,326			
	リスク・ウエイト 20%	—	30,572,240	30,572,240			
	リスク・ウエイト 35%	—	649,080	649,080			
	リスク・ウエイト 50%	—	20,293	20,293			
	リスク・ウエイト 75%	—	34,783	34,783			
	リスク・ウエイト 100%	—	2,461,470	2,461,470			
	リスク・ウエイト 150%	—	—	—			
	リスク・ウエイト 250%	—	1,011,212	1,011,212			
	その他	—	0	0			
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—			
	計	—	42,184,514	42,184,514			

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保障又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	40,034,611	—	—	39,934,950
40%～70%	1,032,451	4,400	10	1,015,894
75%	10,831	2,931	10	11,124
80%	—	—	—	—
85%	296,269	—	—	295,321
90%～100%	225,880	1,392	10	211,304
105%～130%	—	—	—	—
150%	15,717	—	—	15,717
250%	52,773	—	—	52,773
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	742	10	74
合計	41,668,536	9,466	10	41,537,161

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区分	2023年度			年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関向け及び証券会社向け	—	—	—			
法人等向け	—	—	—			
中小企業等向け及び個人向け	25	—	—			
抵当権住宅ローン	—	—	—			
不動産取得等事業向け	—	—	—			
三月以上延滞等	—	—	—			
証券化	—	—	—			
中央清算機関関連	—	—	—			
その他	10,024	—	—			
合計	10,050	—	—			

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・右記以外（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

(単位:千円)

区 分	2024 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに 係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	—	—	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,047,333	1,047,333	1,047,833	1,047,833
合計	1,047,333	1,047,333	1,047,833	1,047,833

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	23,380	182,401	—	410,728
非上場	—	—	—	—
合計	23,380	182,401	—	410,728

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑥ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスクに関する定義・説明」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点。(信用事業監督指針)

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

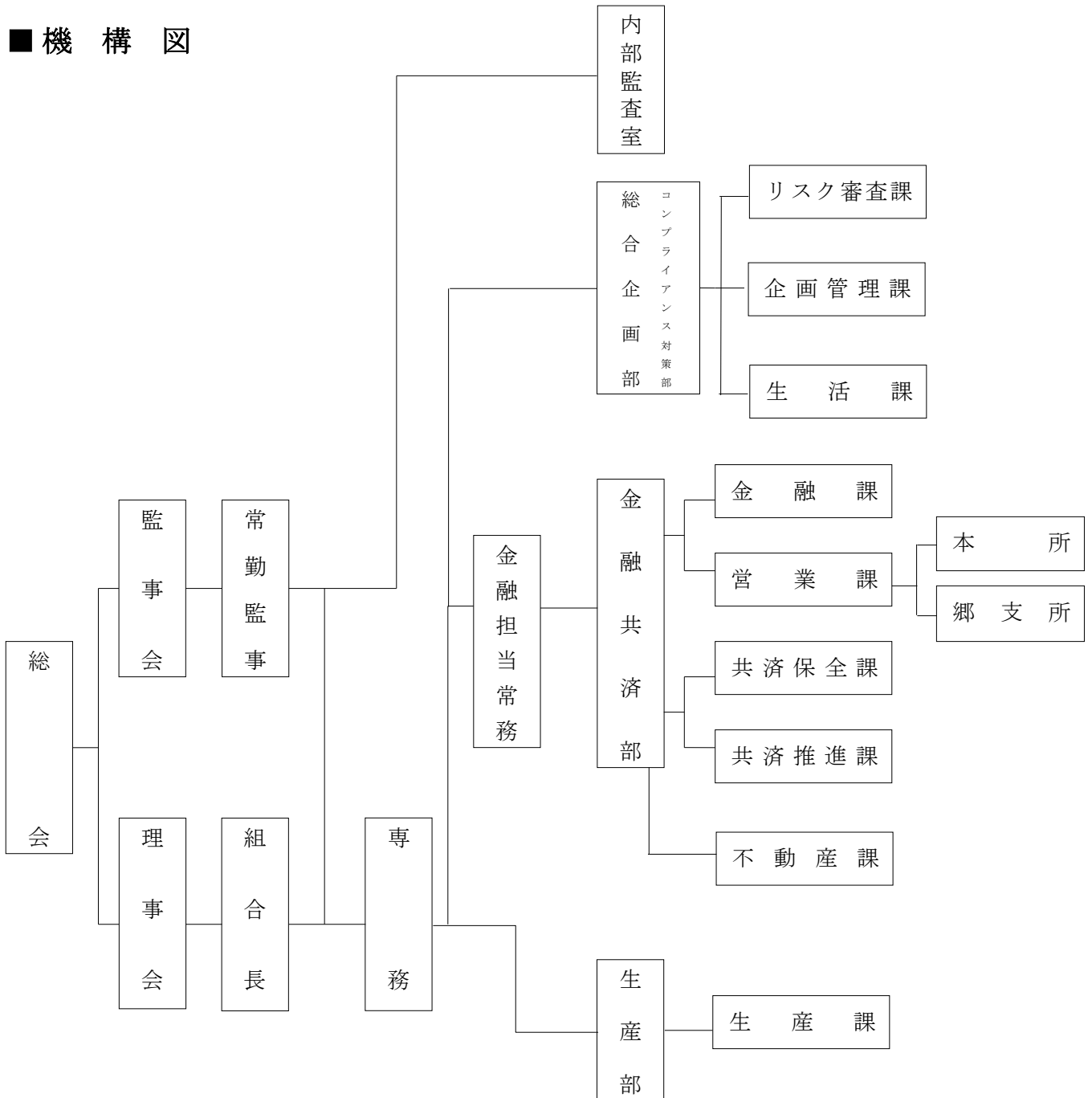
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	596	671	13	27
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	558	621		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	5	17		
7	最大値	596	671	13	27
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	2,707		2,721	

< 組織に関する事項 >

(令和7年7月1日現在)

■ 機 構 図



■ 協同会社 該当なし

■ 役員

(令和7年7月現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	越 智 恵 吾 [㊟]	理 事	白 石 盛 敏 [㊟]
代表理事専務	日 浅 裕 二 [㊟]	理 事	池 田 久 志 [㊟]
金融担当常務	小 池 一 志 [㊟]	理 事	佐 々 木 賢 司 [㊟]
理 事	阿 部 久 敏 [㊟]	理 事	石 川 美 恵 子 [㊟]
理 事	西 原 健 [㊟]	理 事	香 川 和 重 [㊟]
理 事	砂 田 周 一 [㊟]	代表常勤監事	長 尾 臣 悟
理 事	石 川 明 広 [㊟]	監 事	井 出 秀 司
理 事	乾 美 和	監 事	村 田 修 造
理 事	森 茂 [㊟]	監 事	井 原 誠 志
理 事	望 月 和 高 [㊟]	員外監事	浮 穴 和 子

※認定農業者は㊟、実践的能力者は㊟としています。

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年7月現在）

所在地：東京都港区芝5丁目29番11号

■ 組合員数

(単位:人)

項 目	令和5年度	令和6年度
正 組 合 員 数	467	455
(内：法 人)	(2)	(2)
准 組 合 員 数	6,873	6,868
合 計	7,340	7,323

■ 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
青 壯 年 部	76
後 継 者 部 会	43

※当JAの組合員組織を記載しています。

■ 特定信用事業代理業者の状況 該当なし

■ 地区一覧

今 治 市……八町東、八町西、石橋町、立花町、郷新屋敷町、郷六ヶ内町、郷本町、河南町、辻堂、横田町、衣干町、土橋町、北鳥生町、南鳥生町、南高下町、北高下町、祇園町、広紹寺町、東鳥生町

■ 店舗一覧

(令和7年3月末現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD・ATM設置台数
本 所	今治市北鳥生町三丁目3番14号	0898-23-0246	1
郷 支 所	今治市郷六ヶ内町二丁目3番10号	0898-22-1266	1

今治立花農業協同組合

- ・本所 〒794-0803 愛媛県今治市北鳥生町3-3-14
電話 (0898) 23-0246 (代表)
- ・郷 支 所 (0898) 22-1266
- ・J A 今 治 立 花 店 (0898) 32-2355
- ・食配フリーダイヤル 0120-130314